

## 電気需給に関する重要事項説明書

1. 小売事業者の名称及び登録番号  
葛尾創生電力株式会社（小売事業者登録番号 A0733）
2. お問い合わせ先  
所在地：福島県双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又 1-8 オフィスかつらお  
電話番号：0240-23-4312  
FAX 番号：0240-23-4302  
メールアドレス：denki@katsuden.net  
営業時間：平日 9:00～17:00
3. 需給契約の申し込み方法  
店頭、郵送または電子メール等により、「電気需給契約申込書」をご提出いただく方法で申し込んでいただきます。
4. 需給開始予定日  
別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日としますが、原則として翌月検針日となります。
5. 料金

### (1)料金表

各契約種別の料金表は下記のとおりです。全て税込み金額となります。

#### 【従量電灯 B】

|        |   |              |
|--------|---|--------------|
| 基本料金   | 契約電流 10 アンペア                            | 330 円 00 銭   |
|        | 契約電流 15 アンペア                            | 495 円 00 銭   |
|        | 契約電流 20 アンペア                            | 660 円 00 銭   |
|        | 契約電流 30 アンペア                            | 990 円 00 銭   |
|        | 契約電流 40 アンペア                            | 1,320 円 00 銭 |
|        | 契約電流 50 アンペア                            | 1,650 円 00 銭 |
|        | 契約電流 60 アンペア                            | 1,980 円 00 銭 |
| 電力量料金  | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき           | 18 円 30 銭    |
|        | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 00 銭    |
|        | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき              | 28 円 90 銭    |
| 最低月額料金 | 1 契約につき                                 | 261 円 80 銭   |

#### 【従量電灯 C】

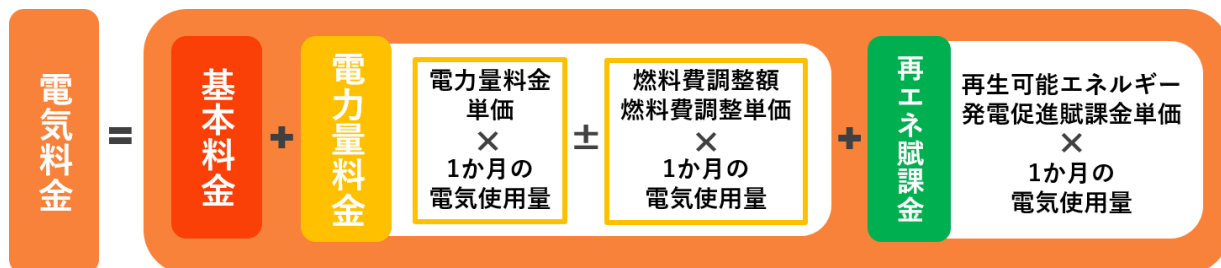
|       |   |              |
|-------|---|--------------|
| 基本料金  | 最初の 6 キロボルトアンペアまで                       | 1,980 円 00 銭 |
|       | 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき                   | 330 円 00 銭   |
| 電力量料金 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき           | 18 円 30 銭    |
|       | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 00 銭    |
|       | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき              | 28 円 90 銭    |

#### 【低圧電力】

|       |            |              |
|-------|------------|--------------|
| 基本料金  | 1 キロワットにつき | 1,255 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 夏季         | 15 円 70 銭    |
|       | その他季       | 14 円 30 銭    |

## (2)料金の算定方法

契約電流、契約容量または契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算あるいは差引いて計算します。電気を全く使用しない場合の基本料金は、半額となります。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、延滞利息を申し受けることがあります。



### 6. 工事費等の負担について

従前の小売電気事業者からの切替の手続きおよび計量器工事は、お客さまの費用負担なしで実施されるものとします。ただし、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。

### 7. 書面手数料について

検針の結果は、原則として電磁的方法により通知いたしますが、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面により通知いたします。この場合、当社は原則として1契約1料金算定につき110円00銭を書面発行手数料として申し受け、料金とあわせて支払っていただきます。

### 8. 契約電流、契約容量および契約電力について

原則として、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約電流、契約容量または契約電力と同様のものを適用いたします。ただし、お客さまが別途希望される場合は、低圧電気標準約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定いたします。

### 9. 供給電圧および周波数について

供給電圧：100V または 200V

周波数：50Hz（ただし、新潟県妙高市および糸魚川市は60Hz）

### 10. 電力量の計測方法および料金調定の方法

料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

ただし、お客さまが電気の使用を開始（もしくは解約）した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。また、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

### 11. 電気料金等の支払いについて

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

お客さまの料金の支払い義務は、当社からの請求内容が、電磁的記録等により閲覧可能となった日（以下、「請求日」といいます。）に発生します。料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。

電気料金は、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法で支払っていただきます。特別の事情により口座振り替えでの支払いができない場合には、お客さまと当社が別途合

意した方法で支払っていただきます。

電気料金の初回の請求分については、原則として、供給開始月の翌々月に2か月分をまとめて口座振り替えいたします。

## 12. 託送供給等約款の遵守

### (1)お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

### (2)保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合

・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

### (3)供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

・一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

・一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

・その他保安上必要がある場合

### (4)その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

## 13. 需給契約期間および自動更新について

需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 14. お客さまが行う契約の廃止について

引越し等によりお客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に電話等で通知していただきます。ただし、お客さまが、契約電流・契約容量を新たに設定または増加された日以降1年に満たないで契約を廃止または契約電流・契約容量を減少しようとする場合、当社は、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、電灯契約種別の場合は、基本料金および電力量料金の10パーセントを割増ししたものをさかのぼって適用し、動力契約種別の場合は、基本料金および電力量料金の20パーセントを割増ししたものをさかのぼって適用いたします。

また、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

## 15. 違約金について

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受け

ます。免れた金額は、当社が定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 16. 当社からの申し出による解約に関する事項について

お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は15日前までに書面で通知した上で、本契約を解約することがあります。不可抗力により当社が本契約の全部または一部を履行できない場合も同様とします。

(1)電気料金(他の電気需給契約に基づく電気料金も含みます。)を支払期日をさらに20日経過して、なお支払われないとき

(2)電気料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務)を支払われないとき

(3)低圧電気標準約款の規定に違反したとき

(4)差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、又は滞納処分を受けたとき

#### 17. 契約切り替えの際の注意事項について

当社と新たに契約される場合、申込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次事業者(以下、「旧事業者」といいます。)との間で締結された小売供給契約が解除され、その契約内容に、違約金等の解約に係わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社への申し込み手続後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引又はその期間及びその内容等においてご利用されたサービス(特典及びポイントサービス)等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細は、旧事業者との契約内容をご確認ください。